



平成30年3月発行

編集・発行
音更町農業委員会
42-2111



平成30年2月28日、農業者年金受給待機者を対象にした説明会を開催しました

農業者年金説明会

平成三十年二月二十八日、音更町役場で平成二十九年度農業者年金受給説明会が開催されました。当日は北海道農業会議から幡野千春氏を講師に招き、農業者年金制度の概要や、加算付きの年金である経営移讓年金と特例付加年金を受給する際の注意点に

関して、詳しく説明いただきました。五十九歳から六十四歳までの年金を受給する予定の十六人に参加いただき、大変充実した説明会になりました。全体での説明会の後には、希望者のみの個別相談も行いました。個別相談では、農業委員会にある情報を基に、相談者ごとに必要な手続きを説明させていただきました。経営移讓に必要な手続きとしては、農地を後継者や第三者に貸すなどの手続きが必要です。

また、農地に住宅や施設がはみ出している場合は現況証明により、農地ではないことを証明するなど農地と

また、農地に住宅や施設がはみ出している場合は現況証明により、農地ではないことを証明するなど農地と

経営移讓年金を受ける場合は、65歳までに経営移讓を！！

実際に経営移讓年金を受給することができるのは65歳からです。しかし、経営移讓年金を受給するには、65歳までに経営移讓を終了しなければなりません。

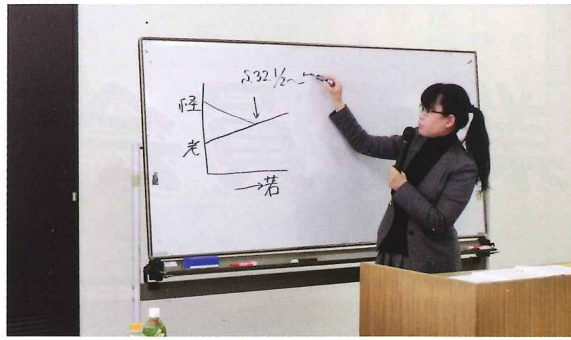
※ 経営移讓年金は旧制度の加算付き年金です。新制度の加算付き年金である特例付加年金には経営移讓の期限はありません。

その他、農業者年金に関してご不明な点があれば農業委員会までお問い合わせください。

農業者年金に関してのご案内



個別相談の様子



説明会の様子

農業者年金へ加入を

農業者年金は、平成十四年一月から新制度へと変わり、積立方式となりました。将来受ける年金額は自分で積み立てた保険料が原資となります。加入については、左下の図の要件を満たせば誰でも加入することができます。

日本の農業者の平均余命は六十五歳の男性が二十二年(八十七歳)に対し、女性が二十七年(九十二歳)と長い。そのため、老後の備えとして、特に女性の農業者の皆さまにも加入をおすすめしています。納付する保険料は月額二万円から六万七千円までの間で、千円ごとに自由に設定することが可能です。また若い農業者の方には、保険料に国からの補助が得られる「政策支援加入」という制度もあります。さらに、農業者年金で支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象になるため、税制上のメリットを受けることができます。

老後の備えだけでなくこうしたメリットも受けられる農業者年金に加入しませんか。

農業者年金で 老後の生活を安心サポート. 3つの要件を満たせばどなたでも加入できます. 60歳未満, 国民年金第1号被保険者, 年間60日以上農業に従事. 特徴1: 少子高齢時代に強い年金です. 特徴2: 終身年金です. 特徴3: 公的年金ならではの税制上のメリットがあります. 特徴4: 通常加入なら、保険料の額は自由に選べます. 特徴5: 政策支援加入なら、保険料の国庫補助があります.

税制上のメリットを詳しく見てみましょう. 加入者の支払った保険料. 税率: 15.1%, 20.2%, 30.4%. 政策支援加入: 月額1万円(年額12万円)の場合. 通常加入: 月額2万円(年額24万円)の場合, 月額6.7万円(年額80.4万円)の場合.

農業者年金を受給されている方は、六月中に現況届を提出しなければなりません。万が一、現況届を提出しなかった場合、現況届が提出されるまで年金の支給が差し止められることとなります。現況届の用紙は五月末に農業者年金基金から受給者の皆さまへ送られます。ご本人の署名や確認事項にチェックをつけ、必ず、期限までに農業委員会までご提出いただくようお願いいたします。

六月は現況届の提出をお願いします

現況届の流れ



③農業委員会へ提出された現況届を年金基金へ送付します。

年 別 農 地 移 動 状 況

		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
		件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)
3 条 許 可	売 買・贈 与	18	14,061	19	22,922	20	21,405	20	12,880	16	12,171
	賃 貸 借	51	19,263	40	22,923	39	23,143	43	17,954	29	21,192
	使 用 賃 借	20	33,832	17	35,366	19	38,188	23	13,518	15	46,352
4 条 転 用 許 可		5	153	4	185	6	233	6	287	4	254
5 条 転 用 許 可		6	275	4	243	8	452	8	276	6	73
あ っ せ ん	売 買・贈 与	67	29,877	40	16,690	47	17,840	54	21,259	37	14,937
	賃 貸 借	155	74,648	100	42,771	68	28,590	119	48,295	119	64,980
農地中間管理事業		—	—	10	11,135	9	11,062	0	0	0	0
合 計		322	172,109	234	152,235	216	140,913	273	114,469	226	159,959

平成二十九年農地移動状況について

農地調整部会長 伊藤雅明

平成二十九年の農地移動状況は上の表のとおりです。

農地転用は十件で、内訳は後継者住宅の建設が一件、農業用施設の建設・設置が九件でした。農業用施設の内容は、バンカーサイロや牛舎、倉庫等でした。

農地法第三条、いわゆる相対での契約は昨年より件数が減少しました。これは、農業者年金受給のため経営移譲をした人の数が少なかったことが要因と考えられます。

また、あっせんの契約について、賃貸借の件数は昨年と同数ですが、売買・贈与の件数は減少しました。例年と比較すると極端な差はありませんが、全体的に農地の所有者の売却より貸借で所有し続けたい意思が、傾向として現れていると考えられます。

農地の売買・貸借の手続き方法にはいくつかの種類がありますので、農業委員会へお問い合わせください。

本町の農業を支える皆さまのご希望に応じて、農業委員会は最適な農地の移動ができるよう尽力してまいりますので、今後ともご理解、ご協力をお願いいたします。

農業次世代人材投資事業について

次世代を担う農業者となることを志向する人に対して、就農前の研修を後押しする資金(準備型)及び就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型)を交付する事業です。

準備型

就農に向けて研修を受ける場合、45歳未満で就農する人に対し年間150万円を最長2年間交付

経営開始型

45歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者に対し年間最大150万円を最長5年間交付

※事業を受けるにはいくつかの要件を満たす必要があります。詳しくは役場農政係までお問い合わせください。

